浜田市教育振興計画 パブリックコメントに対する意見と浜田市の考え方

_		
NO	ご意見の概要	浜田市の考え方
1		(人権同和教育室)
	子どもの権利についての学習と	教職員の人権意識の向上や児童
	普及を子どもと大人のなかですす	生徒の人権感覚を育むため、様々な
	めて、子どもの権利を実現していく	人権課題をテーマとした人権研修
	政策が、ふるさとへの愛着をもつ次	や人権学習を実施しており、子ども
	世代をつくる上で不可欠であると	の権利保障についての取組も進め
	考える。子ども家庭庁など国の動き	てまいります。
	もあるなかで、学校教育における教	また、子どもの権利保障の条例制
	員の人権研修に子どもの権利学習	定については、その必要性を含め検
	を確実に行い、子ども自身の権利学	討してまいります。
	習も入れください。今後子どもの権	→計画 38 ページ
	利条例の制定によって、	【主な取組】に項目を追加(1
	教育行政分野の取組を評価、検	~2 行目の◎小・中学校での
	証、改善のしくみが必要であると考	人権集会~人権研修)
	える。	
	あわせて、自死予防についても一	自死予防の学習につきましては、
	次予防としての学習を入れてほし	進路保障の考え方を踏まえて進め
	V,	てまいります。進路保障は、学校が
	子どもの生存、発達、保護、参加	家庭や関係機関と連携し、その子ど
	の権利保障はすべてに教育の基礎	もの学ぶ権利を阻害している要因
	であると考える。	を取り除く取組を進めること、子ど
		も自身が困難を乗り越えていくた
		めの意欲や力を育めるような取組
		を進めていくことになります。学校
		の人権・同和教育年間計画にしたが
		って実施していくことで、自死の取
		組にもつながるものと考えます。ま
		た、1-(2)-2の内容で示している
		「いじめ問題対応支援事業(アンケ
		ート QU)」は、いじめだけではなく、
		個々の子どもの状況を捉え、対応し
		ていくための調査ですので、この調
		査による分析・対応も併せて取り組
		んでまいります。

2

社会教育を基盤とした協働のま ちづくりの推進にあたって、担当課 内に社会教育主事資格をもつ行政 職員(派遣社会教育主事でなく)を 早急に配置することを目標値に入 れてほしい。

まちづくりセンターにおける目標値はあるのは評価できるが、根幹である社会教育行政が、社会教育計画の策定と推進について、責任の主体として関わるために行政職員の配置は必置である。

県内の実態は把握できていないが、今年度の講習でも自治体職員の 受講生の参加が数名あったと記憶 している。派遣社会教育主事の派遣 要件も踏まえ、重要課題として対応 いただきたい。

(学校教育課)

社会教育主事の発令を行うため に必要な社会教育主事講習の受講 につきましては、他の研修等と比較 し、その受講期間が約1か月と非常 に長いため、正規職員での受講が進 んでいない状況です。

そのため、現時点で数値目標まで はお示しできませんが、教育振興計 画内に、市職員の社会教育士取得の 推進について追記いたします。

→計画 58 ページ

一部写真を削除し、【主な取組】 に「(2)支援体制の充実」として 4 行追記

3

浜田市立図書館に常勤の司書を置くことを目標値にしてほしい。全国の同様の人口規模の地域の図書館の実態から見ると、浜田市は資料費や施設の規模などは一定水準を維持しているが、レファレンスの質や図書館の魅力化という点などからは課題が大きい。常勤司書が不在となり2年がたつ。このことも全国、県内の水準からすると好ましくない状況である。

図書館のもつ可能性はこのまちに住む人びとの幸せ、持続可能な地域づくりに直結するものであるはずである。公民館がまちづくりセン

(教育総務課)

ご意見にある通り、令和2年度以降、常勤司書(図書館司書資格を有する正規職員)の配置はありません。常勤司書を配置することが望ましいとは考えますが、現在、資格を有する正規職員が少なく配置が難しい状況です。

常勤司書の配置につきましては、 目標値を設定し、人材育成や適正配 置に努めてまいります。

→計画 61 ページ

現状と課題、目標欄に、図書館司書有資格正規職員の配置に関する記述及び数値目標を追記

ターとなり、今や直営の社会教育施設は図書館のみとなった。責任をもって期限を提示して司書の配置を実現してほしい。

また、会計年度任用職員に9名の 図書館司書有資格者が在籍してい ますので、正規職員と会計年度任用 職員全体の力を合わせ、今後も図書 館サービスの充実に努めてまいり ます。

4

中央図書館も間もなく 10 周年を 迎えるにあたって、当市の図書館振 興を評価し、市民参加で新たな振興 計画を策定する必要がある。計画の 中で、スケジュールを示してほし い。

当市の多くの公共施設づくりの プロセスがきわめて古いスタイル であると感じる。住民参加はよくて 基本設計どまりで、その後の運営も 含めての市民参加型の計画策定は ほとんど行われていない。公共施設 づくりのプロセスそのものが社会 教育のプロセスである。夢を語り、 現実も踏まえつつ、学び、熟議のな かから、空間や活動をデザインして いくことが必須である。ユーザーと しての市民から、オーナーシップを も育成することができるからであ る。そういう意味で市民と共につく る図書館という基本コンセプトが 人もまちも豊かに育つ図書館政策 の重要な位置づけとなってほしい。 ボランティアへの言及はあるも のの、ボランティアのとらえ方が読 み聞かせ等限定的で狭いことも検

(教育総務課)

ご意見にある図書館振興計画に つきましては、今回の教育振興計画 にスケジュールも含めて記載でき るような熟度にはありませんが、現 在の図書館運営についての検証や 市民が望む図書館の在り方につい て意見交換する場は設けたいと考 えています。

	討していってほしい。	
5	パブコメに人事、人材に関するコメントをあえて多く含めた。本来市民が立ち入る範疇でないのかもしれないが、教育は人であり、また専門性を必要とする分野でもある。教育行政における人材育成、適正配置に関する中長期的な戦略のない。学びをオーガナイズする教育行政の人材育成、配置は大事な教育振興の要のひとつとして、十分検討してほしい。	(教育総務課) 行政職員の人材育成、適正配置は 大切なことであると考えています ので、そのように努めてまいりま す。
6	少子高齢化のすすむ浜田市だからこそ、子どもを、"教育"を大切にしてほしいです!! お金を大切に使って、より大きい効果をお願いします。	(教育総務課) ご意見のとおり、少子高齢化の進 行する状況だからこそ「教育」の重 要性は増すものと考えます。 少子高齢化の進行により、当市の 財政状況も今後厳しくなるものと 予想しますが、教育予算の確保に努 め、費用対効果を徹底し、少しでも 効果を大きくするよう引き続き取 り組んでまいります。
7	これまで市立幼稚園の園長が幼稚園教諭(幼児教育の専門家としての経験豊富)でなく、小中の学校長退職者で運営されてきたことに、子どもの育ちでもっとも大事な時期の幼児教育へ無理解な自治体というイメージは否めなかった。県外から来たものとして、このまちが子ど	(教育総務課) 幼児教育センターは、市内幼児教育を定対して、保育・教育の質の向上や幼小連携接続に向けた支援などを行うこととしているため、この役割を担える方を幼児教育センター長にしたいと考えています。幼児教育は、子どもの自発的な活動としての「遊び」を重要な学習と

もの教育を本気で考えているとは 思えないという落胆も強くもち今 日にいたっている。したがって幼児 教育センターの長の人材について しっかりと考えてほしい。

また、どの保育園、どの認定子ども園に入園したとしても、浜田市の同じ子どもとして、必要な養育環境を踏まえ、保育、教育の中身をガイドラインをもって確保し、質をあげる仕組みを検討していってほしい。

10 の姿は大事な視点だが、あそび=学びの世代であり、自然保育といった視点は重要なので、長野県の池田の取組なども参考に全市的に浜田の子どもの幼児期をしあわせに過ごし、根っこを育てることを強く希望している。

民営化したとしても、公費が入っていることも踏まえ、市は一定の権限をもって子どもの育ち、子どもの最善の利益を考えて指導、支援する機能を強化していってほしい。

し、環境を通して行うことを基本としています。子どもが遊び込むためには、その子の興味・関心に即した環境に出会わせることが重要であるため、幼児教育施設においては、これらの環境を園内だけの活動にとどまらず、自然保育を含めた地域全体に求めていく取組を推進したいと考えています。

8

地域学校協働活動本部と学校運 営協議会を両ウィングとして位置 づけるべき時期にきている。

はまだっ子共育推進事業はこの 数年間で、少しづつ成果を見せて いるが、位置づけとしては、本事 業は地域学校協働活動である。学 校教育の項目には地域学校協働活 動と対となるコミュニティスクー ルに関する言及はない。コミュニ ティスクールのしくみを当市の実

(学校教育課)

文部科学省が公表した「地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況(令和3年5月1日)」では、全国の公立学校の学校運営協議会の導入率は33.3%、島根県では37.9%となっており、設置数は増えています。

本市における学校運営協議会の 導入につきましては、現在、担当部 署で検討している段階で、具体的な 取組として掲げることができない 状を無視して形だけ導入しても、 形骸化する可能性はあるが、そろ そろ学校側のしくみを整備する必 要がある。

管理職レベルでは地域に開かれた教育課程などの理解はあるも共になどの理解はあると共にするとも像を地域と共にするとなどものための学りますがら、そのための学りますがら、そのための学りますがある。学校、地域と共にするというではある。学校である。学びらもいう視点からもまが必要である。

ことから、教育振興計画に記載していません。ただし、今年度、学校教育課内に地域学校連携係を設置する中で、県内八市の導入状況や運営状況についてアンケート調査を実施するとともに、他市の事例を参考に制度設計についての研究を進めているところです。

学校運営協議会につきましては、 本市における学校と地域の「連携・ 協働」を推進するための有効な仕組 みの一つとして引き続き、検討して まいります。

9

コロナのパンデミックにもあいまって、社会は急激に変化している。そのなかで、教育振興計画を10年スパンで前期から後期は概ね変更なしで策定するというスピード感には限界が来ているのではないか。少なくとも指導要領の改訂で大きく変化するなかで、コミュニティスクールや非認知的能力など新たなキーワードの議論を期待している。

学校の先生方の多忙感はますます増しており、ふるさと教育を積み重ねてきた当県、当市であれば、もう少し教育課程の一部を地域に委託するような動きもあってよいのではないだろうか。連携協働するとかえって先生方の負担が

(学校教育課)

教育振興計画は、上位計画である 浜田市総合振興計画の実施計画(ア クションプラン)であるため、浜田 市総合振興計画の策定期間に準じ ていますが、社会の変化、教育環境 の変化に応じ、より重点的に取り組 む必要がある事項については項目 を新たに追加しています。

例えば、幼児教育の充実、教職員の働き方改革、高校の教育魅力化支援、日本遺産の活用などです。

「ふるさと郷育」につきましては、 学校教育だけではなく、地域と家庭 とも協働し、子どもも大人も高まり 合いながら推進していくことが大 切です。

この推進にあたっては、地域の皆

増えるということが起きないよう に配慮しつつ、学校運営、特色あ る学校づくりをすすめるうえでも 学校運営協議会の設置と地域学校 協働活動(共育)の連動の検討は 急務だと考える。 さんの力もお借りしながら、浜田の子どもたちが自ら課題を見出し、学び、地域とともに自身の未来を描けるよう取組んでまいります。

なお、学校運営協議会の設置については、①で回答しましたとおり、引き続き検討してまいります。

10

石見地区のまちづくり支援の拠点としてのまちづくりセンターの 適正配置をすすめるために、長沢 まちづくりセンターの建設を再考 してほしい。

本計画にこのことが入っていないが、建設の方向性で市は動きだしている。H25頃に社会教育委員の答申等で、石見いているでは会教育委員の答申等で、石見の公民館がまちづくいないことを指していたが、バランスくころでは適しておいたが、アでと考え公民の違いたが、アでと考え公民的では、石見のでは、日間には、石見のでは、自治といいが整理では、場所とはいい、は、日間に適切なのか、自治といいと思う。

一方三階小区のまちづくり委員会は当エリアの公民館が適正配置でないため、交付金や自治会費によって小さな小屋をまちづくりの事務局として置いている実態があり、住民からの不平等感は否めない。石見地区のまちづくりセンタ

(学校教育課)

(仮称)長沢サブセンターの建設 につきましては、平成29年度から 中期財政計画に計上しております。

その経緯としましては、施設整備に関しまして、社会教育委員の会の提言及び地元からも複数回要望をいただいており、市といたしましてもその必要性が高いと判断したものです。

ご指摘いただきました三階小学校区域の施設整備の必要性につきましては、まちづくりセンター全体の配置等も考慮しながら、引き続き検討してまいります。

一運営推進委員会やまちづくり委員会、自治会、地域住民、このエリアで活動する市民団体等、学校、小学生、中学生、高校生、企業なども交えて、何が最適かを検討するなかから、寺中構想に近い住民自治の拠点づくりを進めてほしい。

11

町づくりセンターを長沢にサブ をつくる案?

→市民はこんなところまで行けず不要と考えます。

場所的に疑問、市民から希望がでたとは考えられない。

(学校教育課)

長沢町に地域の拠点施設を整備することにつきましては、これまで複数回地元要望をいただいており、地域住民の皆様の希望はあるものと認識しております。

また、建設場所につきましては、 災害時のリスク等も勘案するなど、 限られた諸条件の中で、地元や関係 者の方々の意見も踏まえ、現在の候 補地を決定しております。

12 生涯スポーツの振興について

浜田市にはアイススケート場、カーリング場があるが、競技として取り組む市民は多くない。しかし、コロナが流行する以前、冷凍庫の故障で開場期間を短縮するまでは、年間1万人以上の安定した利用があった。

浜田市はスポーツ施設再配置整備計画で、このスケート場について「令和3年度及び令和4年度において、利用者の急激な増加が無い場合、令和5年度にスケート場としての利用廃止、屋根付き多目

(文化スポーツ課)

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和2年に策定した「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」において、令和5年度を目途に多目的運動場に用途変更することとしております。ただし、令和3年度、4年度に利用者数の増加が継続的に見込まれる場合には、計画の見直しを検討することとしております。

なお、利用者数については、老朽 化による開設期間の短縮やコロナ 禍の影響もあることを考慮する必 要があります。 的広場に改修する」としているが、スケート場こそ市がトップアスリートによる教室等を行い、市民の利用を増やしやすい施設だと言える。

スケートは未就学児から高齢者 まで楽しむことができる生涯スポーツである。カーリングも浜田市 で西日本大会を毎年行ってきた。

冷凍機の老朽化によって大規模 修繕が必要だという理由で用途変 更してしまっては、市民の生涯ス ポーツへの選択肢を削り、浜田市 の他市に対する強みを放棄するこ とになる。

ぜひ、冷凍機を更新し、市民の 生涯スポーツの選択肢を維持する とともに、スケートやカーリング について市としても普及や競技人 口増加に向けた教育利用にも取り 組んでほしい。それが「市外県外 から人を呼び込む」とともに、「兵 田に育ったから、スケート・カー リングが体験できてよかった」「競 技に取り組めてよかった」を 対しているさと郷育の充実にも、間違い なくつながると考える。 一方で、昨年4月に利用者団体等から施設存続についての陳情や請願をいただいたことから、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討も併せて行っております。

今後、改めて検討状況をお示しする機会を設けたいと考えております。

13

資料館建設については賛否がある。何が最適なのかを今一度検討 してほしい。

(文化スポーツ課)

現在検討している歴史文化保存 展示施設の整備につきましては、浜 田郷土資料館が建築後 60 年以上を 経過し、老朽化が著しく、展示スペ ースも狭いことから建替え整備を 検討しております。

市民の皆さんにも様々なご意見

がありますので、まず、浜田郷土資料館の現状や建替え整備に至った 経緯について、丁寧に説明し、ご意 見をお聞きした上で、検討してまい ります。

14 歴史文化保存展示施設整備について

(文化スポーツ課)

(仮称) 浜田歴史資料館検討会において「整備の方向性には大半の委員が賛同」などの意見をいただいたとある。この表現では誤解を招く恐れがあり、今後はより丁寧な説明と、検討会のまとめた提案を計画に反映する必要がある。

具体的には、検討会の委員は会長を除き21人であったが、資料館の整備については、賛成9人、条件付き賛成11人、反対1人、その他1人であった。施設が老朽化しており、このまま保存と展示を続けることができないため、何らかの施設整備が必要という意味で合わせて20人が賛成ということである。

「整備の方向性に大半の委員が 賛同」と聴くと「条件付き賛成」 を単純に市の示した案に賛同した と理解される。「条件付きで賛成」 というのは、「条件を満たさない場 合は賛成できない」ということで ある。

従って、市はまず、この検討会 では賛成は9人、条件付きでの賛 成が11人であったことを正確に情 歴史文化保存展示施設につきましては、老朽化が著しい浜田郷土資料館の状況や、狭い展示スペースなどについて市民の皆さんに知っていただき、なぜ建て替えが必要なのかご理解をいただきたいと考えています。

ご指摘の点も含め、浜田郷土資料館の建替え整備に至った経緯等についても、今後丁寧な説明を行ってまいります。

報提供すべきである。さらに、賛成のための条件についても説明すべきである。

そうすることで、市民は、過半数の委員が「条件を満たさない場合賛成しかねる」とした「条件」とは何かを知ることができる。まず、この説明を正しく行ってほしい。

15 歴史文化保存展示施設整備について

(仮称) 浜田歴史資料館検討会において「条件付きで賛成」とした委員の示した条件とは、「市の示した条件とは、「市の示した案に対し、建設費、運営費の正縮が必要」、「建設費、運営費の試算が不十分で今後の事業展開が見えない」、「建設は賛成だが、見えない」、「建設は賛成だが、記憶をからない。「建設は対したが、「建設は対したが、「建設は対したが、「建設は対したが、「建設は対したが、「はない」というながある」といったものである。

現在まで、建築費、運営費の試 算は不十分(有料入場者数の想定 とその根拠を含め、市民に説明が 無い)なままである。「市民や観光 客の交流の拠点」という機能、目 的を、多くの市民は求めていない のではないか。

この計画でも「丁寧に説明した 上で意見を聞く」とある。委員か ら示された「条件」についても、 (文化スポーツ課)

検討会の委員から示された「条件」も含め、浜田郷土資料館の建替え整備に至った経緯等については、 今後丁寧な説明を行ってまいります。

そこでは色々なご意見が出てくると思います。デジタル化のご提案も含めて、いただいたご意見を参考に今後の整備の在り方を検討してまいります。

本計画、市のホームページや市 報、説明会等で市民に分かりやす く説明を行い、課題と具体的な解 決方法まで示してほしい。

運営費の受益者負担をほぼ見込めないのに、必要以上の多額の建設費をかけて施設を作ることは、 負の遺産を作ることになると多くの市民が思っている。

資料のデジタル化を進め、温湿度の厳密な管理を必要とするものは特別収蔵室に、その他は支所等の利用していないスペースに保存する、必要なもの以外は、デジタル化や記録の上処分することで、施設の規模、整備費用は現在の資料館よりも小さくすることができる。真剣にデジタル化の範囲、方法、費用、運用について検討し、計画に盛り込んでほしい。

16

施策の柱V「歴史・文化の伝承と創造」の中の具体的取組に、「歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)」が4箇所にわたり掲載されているが、この施設整備については市民の声が完定を備についずに整備方針が電力に反映されずに整備方針が理解を得られていないものである。年10月の市長選挙の結果を受け、久保田市長は「一旦立ち止まり令和4年度当初予算で予定していた、設計費などの関連予算の提出を見送ることにした」と議会12

(文化スポーツ課)

歴史文化保存展示施設につきましては、平成28年3月に策定した現在の浜田市教育振興計画に「(仮称)浜田歴史神楽資料館整備事業」として掲載し、これまで検討を続けてきたものです。

ご指摘のように、第2回浜田市教育振興計画審議会においては「こういう施設は欲しいが、今ではないのかな」とのご意見がありましたが、第3回の会議では「少しでも早くできるように願う」とのご意見もありました。

市民の皆さんにも賛否両論ある

月定例会議で所信を表明し方針を転換した。

これにより歴史文化保存展示施 設整備事業は先送りとなり、令和 7年度に予定していた開館も不可 能となったため、計画期間を令和 4年度から令和7年度の4年間と する本計画(案)にこの事業を掲 載するべきではない。

また、本計画(案)の施策を推進するための取組として「歴史文化保存展示施設整備事業」は具体性が乏しく、浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の実現を目指す実施計画(アクションプラン)と位置付ける本計画(案)には、もっとそれぞれの主要施策に対して具体的な取組を示すべきである。

令和3年11月17日に開催された第2回浜田市教育振興計画審議会において、委員からも歴史文化保存展示施設整備については見直すべきとの意見が出されたが、それについては執行部からの説明があったのみで、審議会で議論されてはいない。

上記の理由により本計画(案) の「歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)」の取扱いについては再度検討すべきである。 と思いますので、この「教育振興計画」においては、歴史文化保存展示施設についての主な取組を「整備に関する検討」としております。

17

新しくいろいろ作るのはやめ て、今ある施設を有効活用してほ (文化スポーツ課)

ご指摘のとおり、世界こども美術館と連携を図ることで、資料館の利

しいです。美術館は、スカスカです。(残念です)

一部分を郷土資料館にされる と、訪問者も増えると思います。 (ハコモノは新しくすることは不 要です) 用を促進できるものと考えております。

そのため世界こども美術館について一部を改修・増設する案を検討してまいりましたが、そもそもなぜ浜田郷土資料館の建替え整備が必要なのか、老朽化が著しい状況や、狭い展示スペースなどについて市民の皆さんに知っていただくとともに、丁寧に説明してご意見を伺い、検討してまいります。